あきる野市立学校における働き方改革推進プラン

1 目的

あきる野市立学校に勤務する教員が、心身の健康を保持し、誇りとやりがいをもって職務 に従事できる環境を整備することで、教員一人一人がその専門性を十分に発揮し、本市教育 目標の実践に向け従事できるよう、労働環境整備の方針及び取組を示すものである。

2 策定に至る経緯と本市の現状

(1) 国及び東京都の動き

文部科学省では、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」(平成29年12月22日 中央教育審議会)及び「学校における働き方改革に関する緊急対策」(平成29年12月26日 文部科学省)を取りまとめた。

- ① 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策
- ② 学校が作成する計画等
- ③ 組織運営に関する見直し
- ④ 勤務時間に関する意識改革
- ⑤ 時間外勤務の抑制のための必要な措置

以上にあげた方策を通じ、学校における働き方改革を進めることを示している。また、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」(平成30年2月9日 文部科学省)により、教育委員会において取り組むべき方策として具体的な業務改善の視点を示した。

一方、東京都教育委員会では、上記の国の方針を踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」(平成30年2月 東京都教育委員会)を取りまとめ、基本的な考え方や小・中学校における働き方改革に向けた取組等を示すとともに、公立小・中学校の設置者である区市町村教育委員会による実施計画の策定を促し、その取組を促進することを目指した。

さらに、平成31年1月25日には、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が公表されるとともに、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日 文部科学省)が示され、教員の勤務時間の上限について新たな考え方が示された。

(2) 本市の現状

ア 在校時間

教員の勤務実態については、平成30年2月8日に平成29年度に東京都教育委員会が 実施した東京都公立学校教員勤務実態調査の結果が、平成30年9月27日に文部科学省 が平成28年度に実施した教員勤務実態調査の結果がそれぞれ公表された。 東京都教育委員会の調査結果では、次のような結果が示された。

主幹教諭、指導教諭及び主任教諭を含む教諭(以下「教諭等」とする)の平日1日当たりの平均在校時間は学校種の中で中学校が11時間32分と最も長く、続く小学校においても11時間を超えている状況であった。副校長についてはいずれの校種においても12時間を超えている状況にあることが示された。また、1週間当たりの在校時間については、教諭等で在校時間が週60時間を超えている者の割合は、小学校37.4%、中学校68.2%であった。さらに、副校長で60時間を超えている者の割合は小学校84.6%、中学校78.6%であった。

本調査は、本市の学校が対象校として含まれていることから、本市においても上記の調査結果と同様の実態があるものと判断する。

本市においては、平成31年2月に在校時間把握調査を実施した。

平日の在校時間の平均は、全体で10時間45分であった。そのうち管理職が11時間25分、教諭等が10時間41分であった。

また、学校別の割合では、小学校の平均在校時間が全体で10時間47分、そのうち管理職が11時間37分、教諭等が10時間43分であった。中学校の平均在校時間は、全体で10時間40分、そのうち管理職が11時間5分、教諭等10時間38分であった。これらの結果から、在校時間が週60時間を超えている教員は、小学校19.3%、中学校8.9%であった。なお、本調査を実施した時期は、定期考査の実施期間と重なる学校が多かったため、中学校における調査結果については、その点を踏まえる必要がある。

さらに、平成30年度のストレスチェックで把握した就労時間では、本市全体で回答が最も多かったのは1日当たり11~12時間未満であった。そのうち、担任をしている教員は11~12時間未満、担任をしていない教員では9~10時間であった。校種別においても、小学校と中学校ともに就労時間の回答が最も多かったのは、11~12時間未満であった。ただし、高ストレス者が増える傾向にある1日の就労時間が12時間以上の教員は29.0%を占めた。このストレスチェックで就労時間が12時間以上と回答した教員については、在校時間が週60時間を超える教員に近い勤務状況と考えられる。

イ 休暇の取得状況

東京都総務局人事部が実施している休暇等に関する調査の結果では、本市における平成29年度の年次有給休暇の平均取得日数は、教職員全体で14日2時間44分、このうち管理職は8日6時間28分であった。校種別では、管理職を除く小学校の教職員は16日0時間55分、中学校は12日3時間58分であった。

この結果は年次有給休暇の平均取得日数であり、土曜授業を含めた休業日を授業日とした際の勤務の振替や宿泊行事の引率に対応する調整時間等は含まれていない。また、学校における教員の勤務状況を考えた場合、職層や校務分掌、担任の有無、部活動の顧問の有無等による役割分担の状況により特定の教員に業務が集中することで、年次有給休暇を平均取得日数以上に取得できない教員がいることが考えられる。

一方で、育児や介護等、他の休暇制度を利用する以外に様々な事情でやむなく平均取得 日数以上の年次有給休暇を取得している教員がいることも考えられる。

ウ ストレス状況

平成29年度から実施主体が各自治体に移管されたことにより、本市では公立学校共済組合に業務を委託して実施しており、ストレスチェックの結果及び分析状況が把握できるようになった。教職員のメンタルヘルスについても意識をしながら学校における働き方改革を推進することが必要である。

平成30年度に実施したストレスチェック状況の分析結果では、本市全体では「自覚的な身体的負担度」や「身体愁訴」においてストレス度が高く良好ではない結果であった。一方で、「職場の対人関係上のストレス」と「自覚的な仕事の適性度」では、ストレス度が低く良好な結果であった。校種別では、小学校においては「職場環境によるストレス」と「イライラ感」でストレス度が高く、「職場の対人関係上のストレス」と「同僚からの支援」でストレス度が低かった。中学校においては、「上司からの支援」と「同僚からの支援」でストレス度が高かった。

同様に、ストレス要因の分析結果では、本市全体では「対処困難な児童・生徒への対応」、「事務的な業務量」、「家庭やプライベートの問題」の順位に高い結果であった。校種別では、小学校においては「対処困難な児童・生徒への対応」、「事務的な業務量」、「家庭やプライベートの問題」の順にストレス度が高く、中学校においては「事務的な業務量」、「部活指導」、「対処困難な児童・生徒への対応」の順にストレス度が高い結果であった。

また、就労時間の長い教員については、「自覚的な身体的負担度」や「心理的な仕事の負担(量)」、「心理的な仕事の負担(質)」のストレス度が高い状況があった。

エ 業務改善の状況

本推進プランの策定に向けて、学識経験者や市内事業所の代表者による学校訪問を実施 し、視察や管理職からの聞き取り等を通じて、学校における業務改善に向けた実態把握を 行った。

各学校では、それぞれの状況に応じた創意工夫により、学校行事の精選や改善、PTA活動も含めた諸会議の精選や進行の効率化、時短化、職員室や印刷室、教員の机上整理、各種教材や資料の電子データ化、共有化、起案手続きの整理等の業務改善に取り組んでいる。各校の工夫努力により、以前に比べて退勤時間は早くなった学校も増えているが、1日の在校時間が12時間以上となる教員も相当数いる状況が把握された。また、学校により違いはあるものの、児童・生徒の問題行動等への対応や保護者対応等に時間を多く費やしている状況が把握された。さらに、地域行事や市の行事等への教員の関わり方や若手教員の研修報告書の作成等の負担感なども把握された。

3 学校における働き方改革の方針、目的及び目標

(1)目的及び方針

学校における働き方改革の目的は、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ることとともに、教職員の余暇活動の充実を通じた資質の向上を図ることを目的とする。

上記の目的を達成するため、本市における学校の働き方改革は、国や東京都の方針を踏まえるとともに、休暇等の取得や職務の遂行に関する教員の意識改革、子どもと向き合う時間を増やし、効果的な教育活動を行うための業務改善に向けた取組を重視することを方

針とする。

(2) 目標

東京都教育委員会が平成30年2月に示した「学校における働き方改革推進プラン」で 掲げる「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」の目標と同様の目標 とする。

具体的には、次のア~エで示すこととする。

ア 在校時間

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロとする。(段階的目標設定)

教員の在校時間に関わる新たな指針として、平成31年1月25日に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省)が示された。このガイドラインでは、勤務を要する日の在校等時間について、条例等で定められた1日の勤務時間を超えた時間の1か月の合計が45時間を超えないようにすることや、勤務を要する日の在校等時間について、条例等で定められた1日の勤務時間を超えた時間の1年間の合計が360時間を超えないようにすることが示されている。本市においても最終的には文部科学省のガイドラインで示された基準を目指すべきであるが、急激な変更による学校の教育活動や児童・生徒への影響を考慮し、現状を踏まえた段階的な目標設定として、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするものとした。在校時間を60時間とした意味は、月当たりの時間外労働が概ね80時間となる状態を週当たりに換算したものである。

なお、今後の国や東京都による新たな取組等が示された場合には、本計画の目標について改めて見直しを行う。

(参考) 教員の時間外勤務について

教員の1日の勤務時間は7時間45分であり、休憩時間45分を加えた場合の出勤から退勤までの合計は8時間30分になる。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第六条に基づき、政令で定められた時間外勤務として教員に業務を命ずることができるのは、「校外実習その他生徒の実習に関する業務」、「修学旅行その他学校の行事に関する業務」、「職員会議に関する業務」、「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」のいわゆる超勤 4 項目に限られている。

また、上記の同法第三条により、教員については時間外勤務手当及び休日給が支給されないが、勤務時間の内外を問わず包括的に勤務を評価された給料月額の4パーセントの教職調整額が支給されている。

イ 休暇取得

20日間の年次有給休暇の取得を目標にする。

毎年実施している東京都総務局人事部の休暇等に関する調査において、本市における年 次有給休暇の平均取得日数については、前年度の繰り越し分の最高20日間を加えた40 日分のうち、次年度に繰り越しができる最大日数を残した20日間の年次有給休暇の取得 を目標にする。一人一人の教員においては、個々の事情があり年次有給休暇の取得可能日 数が異なることから、前年度を上回る年次有給休暇の計画的な取得を目指すなど、意識を 高めていく。

ウ ストレスチェック

業務改善等取組の成果指標の一つとして活用するため、受診率を100%に近付ける。 高ストレス者の割合を0%に近付ける。 毎年、委託して実施しているストレスチェックについて、業務改善等を通じた取組の成果指標の一つとして活用する。そのために、ストレスチェックの受診率を100%に近づけていく。また、平成30年度のストレスチェックにおいて回答者の12.5%であった高ストレス者を0%に近付けることを目標とする。ストレス度が低く良好な結果の増加を目指し、ストレス要因で高い結果であった「対処困難な児童・生徒への対応」、「事務的な業務量」については、他の取組を通じて改善を図っていく。

工 業務改善

学校における業務改善に向けた取組の充実と教員の意識改革を推進する。

教育委員会による業務改善に向けた取組の充実を図る。

学識経験者や市内事業所の代表者による学校訪問を通じて得られた知見を学校間において共有し、学校における業務改善に向けた取組を充実させる。

教育委員会は、教職員の自己申告書の職務目標の一つとして業務改善について取り上げるように働きかけるとともに、諸会議や研修等において業務改善の視点で行った創意工夫や提案を取り上げるなど、教職員の意識を高める取組を増やしていく。

4 継続する取組

本市においては、学校における働き方改革につながる取組の一部について、既に次のとおり実施しており、今後も継続して取り組んでいくものとする。

- (1) 相談医による面接指導(平成25年度から実施) 1か月あたりの超過勤務時間が100時間を超える教員を対象に実施する。
- (2) ストレスチェック (平成29年度から実施)

職業性ストレス簡易調査票及びアンケート調査による集団分析を公立学校共済組合に委託して実施する。分析結果は校長、副校長と共有する。

(3) 定時退勤日と定時退勤週間の設定(平成29年度から実施)

「教職員のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた取組について」(平成29年1月16日付 あ教指発第342号)により、各学校は月に1日の定時退勤日を設置する。また、各学校で年度に2週間(2週間を2回に分けて1週間ごとに設置する)の定時退勤週間(土日を含む)を設置する。実施日や実施週間については各学校の教職員向け年間スケジュールに記載し、共通理解を図る。

(4) 適切な部活動の休養日等の設定(平成29年度から実施)

「適切な部活動の休養日の設定について」(平成29年3月22日付け あ教指発第498号)及び「部活動の指導方針等の提出について(通知)」(平成30年4月4日付け あ教指発第1号)により、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)を踏まえた指導方針を作成し、市教育委員会へ提出する。

具体的には次の通り。

- ア 学期中は平日1日と週末1日の週2日以上の休養日を設けること
- イ 長期休業日の休養日は学期中に準じるとともにある程度の長期の休養期間を設けること
- ウ 1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること
- エ 長期休業日(主に夏季休業日)における長期の休養期間については、ライフ・ワーク・バ

ランスの推進の観点から、連続5日間以上とするよう努めること

- オ 文化部活動においても、運動部活動に準じた取扱いを行うこと
- カ 地域等との関係や指導の継続性、各種大会日程等を踏まえ、活動計画や休養日の設定は 柔軟な考えで策定すること
- (5) 教育委員会における業務の改善(平成30年度から開始)

平成30年度に指導室主管の研修会や諸会議について、内容を精選し研修会や諸会議の 在り方を改善し、年間の開催回数を削減した。

また、平成30年度から日の出町や檜原村と合同開催することとなった初任者宿泊研修会を始めとする若手教員育成研修等、隣接する市町村教育委員会と連携して研修会を運営する工夫を開始した。

(6) 教職員を補佐する非常勤職員等の任用

東京都教育委員会による学校マネジメント強化モデル事業について、平成30・31年度に小学校2校、中学校1校で実施し、副校長の負担軽減を図っている。また、同様に東京都教育委員会の事業である、教員に代わって学習プリントの印刷や簡易な採点等の補助的業務を行うスクール・サポート・スタッフの配置について、平成30年度においては小学校3校、中学校2校で実施した。

なお、本市においては、学力向上や特別支援教育の充実を図るために、教員補助員や介助員を各学校に配置している。また、部活動においては、実技指導を中心とした外部指導補助員を予算の範囲内で各中学校に配置している。

5 新たな取組

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

教育委員会は、教員の在校時間を把握するため、平成31年度からタイムレコーダーを 導入し、在校時間の把握を開始する。管理職による教員の勤務時間の把握とともに、教員 が自らの勤務状況に対する意識の向上を目指す。

(2) 有給休暇取得促進及び学校閉庁日の設定

各学校は、教員の夏季休暇や週休日の変更、宿泊行事の調整時間等について確実に取得させるとともに、年次有給休暇等の取得率の向上を図る。そのために、年次有給休暇等の取りやすい学校づくりに取り組むとともに、一人一人の教職員の意識改革による積極的な年次有給休暇等の取得率の向上に取り組んでいく。

学校閉庁日については、教育委員会において今後の課題となるキッズウィークの検討と 併せて取り扱うものとし、本市としての統一した学校閉庁日の設定は今後の課題とする。 また、学校独自の閉庁日の設定も同様とする。

(3) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教育委員会では、学校業務の効率化に向けた校務支援システムの導入や留守番電話の設置等について、実施時期を含め、導入に向けた検討と調整を行う。また、学校における様々な業務について、管理職が担うべき業務や教員が担うべき業務、事務職員が担うべき業務、その他学校運営に関わる職員が担うべき業務について整理を行う。さらに、指導室及び他の部課が主管する諸会議についても、内容の精選や諸会議の在り方を改善するとともに年

間の開催回数の削減について検討する。併せて、休業日に学校として参加することの多い市や教育委員会主催の諸事業について、今後の運営の在り方等について検討する。

各学校は、業務改善に向けた取組に努めていく。東京都教育委員会の取組に合わせながら教職員の職務目標の一つとするなど、業務の効率化に向けた実践や提案を推奨する。また、業務改善や労働問題等に詳しい外部の専門家の知見を活用し、いわゆる5 S活動(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)を始めとする業務改善に対する教員の意識改革やタイムマネジメント手法の取得・定着を目指す。

(4) 学校を支える人員体制の確保

教育委員会は、チーム学校の考え方を踏まえ、関係機関と学校との関係について効率的かつ効果的な在り方を検討する。

- ア 平成29・30年度の総合教育会議における市教育相談所、適応指導教室、市教職員研修センターの在り方に関する検討を踏まえ、関係機関と学校との連携の充実について検討する。
- イ 平成30年度から3人体制となったスクールソーシャルワーカーについて、各中学校区に1人で合計6人の配置を目指し、学校との連携の充実や一部の教員にかかる負担の軽減を目指すため、実施時期を含めた検討と調整を行う。
- ウ 東京都教育委員会による学校マネジメント強化モデル事業については、平成30・31 年度に小学校2校、中学校1校で継続し、副校長の負担軽減について得られた成果を全校 で共有する。また、教員に代わって学習プリントの印刷や簡易な採点等の補助的業務を行 うスクール・サポート・スタッフの配置については、希望する全ての学校に配置していく。

(5) 部活動の負担を軽減

各学校では、「あきる野市立中学校における部活動の在り方に関する方針」(平成31年3月 あきる野市)を踏まえた部活動の運営を行う。

教育委員会では、実技指導を中心とした外部指導補助員の配置を継続するとともに、対外試合等の引率や教員と同様に部活動の運営や生徒指導を行う部活動指導員を平成31年度から新たに配置する。また、専門的な指導を担う地域人材の活用に向けて、地域の各種団体等との連携に関わる可能性について検討する。

(6) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

教育委員会は、本プランの策定後、教育委員会のホームページ等を通じて、本プランを公開するとともに、保護者や地域関係者の理解を促進するため、町内会や自治会、市PT A連合会等に対して、本プランを周知するよう努める。また、市や教育委員会の諸事業や地域行事における学校の参加の在り方について、学校を経由した手続きを削減するとともに、各種行事への参加に当たって行う指導や引率について、教員、保護者、地域の役割分担について精査する。

学校の施設開放に関わる管理業務については、施設管理や警備会社との委託契約の内容の見直しや、夜間や休業日における学校の施設開放に係る管理業務の在り方について検討する。

学校は、PTAや地域、青少年健全育成地域委員会等が関わる諸事業における相互の役割分担について、各学校の状況に応じた検討を関係者に申し入れて調整に努める。

なお、地域や市等が主催する諸行事の検討や調整を行う際は、市民ボランティアの立場で携わっている保護者や地域関係者等の立場、学校や児童・生徒への深い思いに対する感謝と敬意を失うことなく、教員の関わり方を工夫改善する視点で時間をかけて相談することとする。

6 進捗状況の把握・検証

教育委員会は、プラン策定以降、出退勤時間やストレスチェック、休暇調査等の関係データ、校長ヒアリング及び学校訪問等を通じて各校の取組状況を確認し、検証する。

また、確認できた課題については、校長会等と連携して検討し、推進プランの改訂を行う。